

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会（第1回）	資料1
令和元年5月27日	

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」

開催要綱

1. 目的

平成27年度以降、ポピュレーションアプローチの考え方も踏まえ、地域づくりなどの本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組が重要であることから、通いの場の取組を中心とした一般介護予防事業等を推進している。

一般介護予防事業等については、一部の自治体でその取組の成果が現れてきているとともに、介護予防の観点に加え、地域づくりの推進という観点からも保険者等の期待の声大きい。そうした中、平成30年12月には「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議報告書」が取りまとめられ、一般介護予防事業等に対する期待が更に大きくなってきているところ。

このような状況を踏まえ、一般介護予防事業等に今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った更なる推進方策等の検討を集中的に実施し、介護保険部会の議論に資するため、「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 現状果たしている機能
- (2) 効果的な実施方策
- (3) 専門職等の効果的な関わり方
- (4) 今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った更なる推進方策
- (5) その他

3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。また、その任期は令和2年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選によりこれを定める。座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表することとする。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営等

- (1) 検討会は、老健局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 検討会の庶務は、老健局老人保健課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」

構成員名簿

荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長
安藤 伸樹	全国健康保険協会理事長
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会理事（名古屋学芸大学看護学部教授）
鵜飼 典男	公益社団法人日本薬剤師会理事
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
遠藤 久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
大西 秀人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（香川県高松市長）
鎌田 久美子	公益社団法人日本看護協会常任理事
河本 滋史	健康保険組合連合会常務理事
黒岩 祐治	全国知事会社会保障常任委員会委員（神奈川県知事）
小玉 剛	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
近藤 克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授／国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター老年学評価研究部長
近藤 尚己	東京大学大学院医学系研究科健康教育・社会学分野准教授
齋藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科教授
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
藤原 忠彦	全国町村会顧問（長野県川上村長）
藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究部長
堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
山田 実	筑波大学人間系教授